

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(本編)(新旧対照表)

現 行	改 正 後
<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4-2 承認及び届出等</p> <p>IV-4-2-1 認可</p> <p>私設取引システム（Proprietary Trading System；PTS）は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、金商法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたことを踏まえ、金商法第2条第8項第10号に規定する業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。</p> <p>①（略）</p> <p>② 当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 内部管理</p> <p>当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。</p> <p>a. ~b.（略）</p> <p>c. 当該業務において<u>信用取引を取扱わず、また、インサイダー取引、相場操縦、作為的相場形成、空売り規制に抵触することとなる空売り等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び態勢が確立していること。</u>また、当該方法及び態勢が、金商業等府令第17条第12号に規定する「取引の公正の確保に関する重要な事項」として、認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。</p> <p>d. ~e.（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>IV. 監督上の評価項目と諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4 諸手続（第一種金融商品取引業）</p> <p>IV-4-2 承認及び届出等</p> <p>IV-4-2-1 認可</p> <p>私設取引システム（Proprietary Trading System；PTS）は取引所類似の機能を有しており、そのためこれを運営する業務は、金商法においても旧証券取引法から引き続き認可制を維持することとされた。こうしたことを踏まえ、金商法第2条第8項第10号に規定する業務の認可については、以下の留意事項を踏まえて検討することが必要である。</p> <p>①（略）</p> <p>② 当該業務の認可に当たっては、次の点に留意するものとする。</p> <p>イ. 内部管理</p> <p>当該業務に係る内部管理の態勢について、次の事項が整備されているか。</p> <p>a. ~b.（略）</p> <p>c. 当該業務において、インサイダー取引、相場操縦、作為的相場形成、空売り規制に抵触することとなる空売り等の取引の公正を害する売買等を排除する方法及び態勢が確立していること。また、当該方法及び態勢が、金商業等府令第17条第12号に規定する「取引の公正の確保に関する重要な事項」として、認可に係る業務の内容及び方法に記載されていること。</p> <p>d. ~e.（略）</p> <p>f. <u>当該業務において金融商品取引業者が信用取引を取扱う場合は、以下の措置が講じられていること。</u></p> <p>i) <u>当該金融商品取引業者やそのグループ会社等が実質的な資金・</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(本編)(新旧対照表)

現 行	改 正 後
(以下略)	<p>株券の提供者とならない等、利益相反防止の観点からの適切な措置</p> <p>ii) <u>日本証券業協会の自主規制規則を踏まえ、当該業務における信用取引の取扱いに係る規則を整備するとともに、当該整備した規則を当該業務における信用取引に参加する者に遵守させること等を通じて、当該業務における信用取引の取扱いに関し、金融商品取引所における信用取引に係る自主規制機能と同等の措置</u></p> <p>(以下略)</p>